

## 「すまい給付金制度」について

### ■以下の点にご注意下さい。

- ①申請書や確認書類はお持ちでない場合、申請受付ができない場合があります。
- ②申請受付には、書類のチェック等に一定時間を要します。予めご予約頂き、時間に余裕をもってお越し下さい。（電話の予約受付時間は**9：00～11：30、13：00～16：30**です。
- ③窓口の受付時間は、**9：00～11：00、13：00～16：00**です。

### ■よくあるご質問

#### 1. すまい給付金申請に必要な書類は？

[国土交通省すまい給付金事務局のホームページ](#)に記載されており、申請書をダウンロードできます。

その他の必要書類については、各市町村、法務局で取得して下さい。

なお、「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」と「住宅ローン契約書」には、

- ① 収入印紙に「割印」があるもの
  - ② 「印紙スタンプ」が押されたもの
- のどちらかを提出して下さい。

#### 2. 自分のケースは給付対象になるか？

提出書類の「課税証明書」に記載されている「県民税の所得割額」が93,800円以下の場合が対象となります。

#### 3. 申請書の提出方法は？

事前予約のうえ、お越しください。事前予約の電話番号は、**027-251-6749**（建築係直通）です。

なお、予約用電話の受付時間は、**9：00～11：30、13：00～16：30**です。

（ただし、12：00～13：00と土・日・祝日は除きます）

#### 4. 申請書持参の際に注意する事項はあるか？

必要な書類は揃っていますか？ また、記入漏れはありませんか？ もう一度ご確認ください。

「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」、「通帳」は、念のため「原本」もご持参ください。

（コピー濃度が薄い場合は、コピーの再提出を求められることもあります）

また、申請書に訂正がある場合に訂正印が必要となりますので、「**印鑑**」を忘れずにお持ち下さい。

#### 5. 申請書の記入方法がわからない場合は？

必要な方には申請書の記入方法についても説明しますので、電話で事前予約のうえ、お越しください。

（予約方法は、上記の3. を参照してください）

#### 6. 給付対象となるためには、いつまでに申請すればいい？

申請期限は、住宅の引渡しを受けてから**1年3ヶ月以内**です。